

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月25日 14時00分ごろ
発生場所	山口県下関市二見漁港南方沖 矢玉港A防波堤灯台から真方位141° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 14.5′ 東経130° 54.9′)
事故の概要	漁船北洋丸は、北進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 北洋丸、2.6トン YG3-61130（漁船登録番号）、個人所有 第291-26943号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	推進器及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帰航の目的で、二見漁港に向けて約6ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長は、ふだんから船首目標にしていた「漁具の存在を示すブイ」（以下「本件ブイ」という。）付近に船首を向けて航行していたところ、船底からの衝撃とともに本船が停止し、海底に岩礁が見えたので、本船が岩礁に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、泳いで二見漁港に帰り、僚船船長に救助を求め、本船は、僚船にえい航されて二見漁港に帰港した。</p> <p>船長は、本件ブイが、ふだんは水深約10mの海域に設置されていたが、本事故当時は漁具の設置位置が岩礁の存在する場所付近に移設され、本件ブイも移設されていたことを知らなかった。</p> <p>船長は、通航し慣れている海域であっても、GPSプロッターで自船の位置を確認していれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、帰港する際、船長が、ふだんから船首目標としている本件ブイが岩礁付近に移設されていることを知らず、本件ブイ付近に船首を向け、いつもどおりのコースを航行していると思い、岩礁に向かう針路で航行したことから、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、帰港する際、船長が、ふだんから船首目標としている本件ブイが岩礁付近に移設されていることを知らず、本件ブイ付近に船首を向け、いつもどおりのコースを航行していると思い、岩

	礁に向かう針路で航行したため、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた海域であっても、漁具の位置を示す標識は場所が変わっていることがあるので、そのみを船首目標とすることなく、GPSプロッター等で船位を確認し、適切な針路を設定して航行すること。